諮問庁：法務大臣
諮問日：令和７年６月２４日（令和７年（行情）諮問第７２８号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７３０号）
事件名：特定刑事施設における衣類等に係る物品出入れ簿等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１月９日付け仙管発第２４号（以下「本件通知書」という。）により仙台矯正管区長（令和７年４月１日以降、「東北矯正管区長」に名称変更。以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、意見書は、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

物品の出入している帳簿類は、あるのが当たりまえ不都合で隠しているだけである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、令和６年９月２７日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）により、本件対象文書に合致する行政文書を含む複数の行政文書の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、本件対象文書は、特定刑事施設において、作成又は取得していないためとして行った不開示決定（原処分）に対するものであり、審査請求人は、原処分を取り消し、本件対象文書の開示を求めているものと解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

２　原処分の妥当性について

（１）処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象文書を特定するため、特定刑事施設担当者に必要な探索等を行わせたものの、特定刑事施設において本件対象文書を保有している事実は認められなかった。

（２）また、本件審査請求を受け、諮問庁において、再度、処分庁担当者をして、特定刑事施設担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させたが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

（３）なお、審査請求人は審査請求書において、「物品の出入している帳簿類は、あるのが当たりまえ」と主張するところ、物品管理法施行令（昭和３１年政令第３３９号。以下「施行令」という。）４２条の規定に基づき備えるべきとされる帳簿については、法務省所管物品管理事務取扱規程（平成２６年３月２６日付け（原文ママ）法務省会訓第３号大臣訓令）３６条及び同日付け法務省会第９０９号大臣官房会計課長通達「法務省所管物品管理事務取扱規程の運用について」記の３６条関係において規定されているところ、本件対象文書に合致するような帳簿を備えることについては必須とされておらず、このことからも、特定刑事施設において、本件対象文書を作成又は取得していないとしたことに不自然な点は認められない。

３　以上のとおり、本件対象文書は、特定刑事施設において、作成又は取得しておらず、不存在であるとして不開示とした原処分は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年６月２４日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年８月４日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　令和８年１０月２３日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　原処分に至る経緯等について

（１）本件諮問書に添付された書類及び諮問庁から提示を受けた令和７年１月９日付け仙管発第２３号（以下「別件通知書」という。）の写しによれば、本件対象文書に関して、原処分に至るまでに処分庁と審査請求人との間でなされたやり取り（以下「本件やり取り」という。）の経緯等は、以下のとおりであると認められる。

ア　審査請求人は、処分庁に対し、本件開示請求書により、別紙の２に掲げる請求文言（以下「本件開示請求文言」という。）で、開示請

求を行った。

イ　処分庁は、令和６年１０月２４日付け及び同年１１月１２日付け各求補正書において、本件開示請求文言では、文書を特定することが困難であるとして、請求する行政文書をできる限り詳細に記載するよう補正を求めた。

ウ　審査請求人は、令和６年１１月１４日受付回答書により、処分庁に対し、本件開示請求の趣旨について、回答を行った。

エ　処分庁は、上記ウの回答を受け、令和６年１１月２２日付け求補正書において、本件開示請求の趣旨を別紙の３（１）と整理し、これに合致すると思われる文書として、別紙の３（２）アの２文書を含む複数の文書の名称の情報提供を行い、また、別紙の３（２）イの事項について情報提供を行った上で、対象とする文書の件数に応じて不足する開示請求手数料の納付を求めた。

オ　審査請求人は、令和６年１２月５日受付回答書において、別紙の３（２）アの２文書の開示を求めるとともに、別紙の３（２）イ（イ）の事項について、不存在などあり得ないなどとした上で、「不開示決定をして下さってＯＫです。」として、開示請求を維持する旨の回答を行った。

カ　処分庁は、上記オの回答を受け、令和６年１２月１０日付け求補正書において、不足する開示請求手数料の納付を求めるとともに、別紙の３（２）アの２文書の名称及び別紙の３（２）イ（イ）の事項について、再度情報提供を行った。

キ　審査請求人は、令和６年１２月１８日受付回答書において、不足する開示請求手数料を納付するとともに、別紙の３（２）ア（ア）の衣類の納品書について、「（衣類に限る）との特定指示はしていなく」「寝具、座布団、衣類のすべてを求む。」とする旨、また、同（イ）の管理換物品引渡通知書について、自分が求めている文書は物品を受刑者に配った日付の出た文書であり、上記通知書の開示は求めていないとして、キャンセルする趣旨の回答を行った。

ク　処分庁は、上記キの回答を受けて、令和６年１２月１９日付け意思確認書において、別紙の４の内容の情報提供を行った。

ケ　審査請求人は、令和７年１月６日受付回答書において、別紙の４の情報提供について、「ないのであれば不開示にして下さい。」として、開示請求を維持する旨の回答を行った。

コ　処分庁は、上記ケの回答を受けて、本件通知書において、本件対象文書を不開示（不存在）とする原処分を行うとともに、別件通知書により、別紙の３（２）ア（ア）の衣類の納品書を含む複数の文書の一部開示決定を行った。

（２）以上のような本件やり取りの経緯等を踏まえると、①別紙の３（２）ア（ア）の衣類に係る納品書については、別件通知書で一部開示決定が行われたこと、②寝具及び座布団の納品書については、不存在により不開示となる旨の情報提供を受けた審査請求人において、その請求を維持する旨の意思表示をしたこと（なお、管理換物品引渡通知書について、情報提供を行ったものの、請求が取り下げられている。）、③衣類、寝具及び座布団に係る「物品出入れ簿、又は出入れが出た文書」については、不存在により不開示となる旨の情報提供を受けた審査請求人において、その請求を維持する旨の意思表示をしたことが認められる。

（３）そうすると、処分庁において、本件開示請求の趣旨（別件通知書で一部開示決定をした文書を除く。）は、特定刑事施設が保有する特定年度の①寝具及び座布団に係る納品書（以下「本件対象文書１」という。）及び②衣類、寝具及び座布団に係る「物品出入れ簿、又は出入れが出た文書」（以下「本件対象文書２」という。）であると解したことについて、瑕疵は認められない（なお、本件対象文書２の意味内容については、下記３（２）ア及びイのとおり。）。

３　本件対象文書の保有の有無について

（１）本件対象文書１について

ア　諮問庁は、上記第３の２のとおり、特定刑事施設において、本件対象文書１を保有している事実は認められなかった旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

（ア）物品の管理換えに当たっては、引渡機関の物品管理官から受領機関の物品管理官に対し、管理換物品の品目や数量等を記載した管理換物品引渡通知書が送付され、受領機関の物品管理官において、当該通知書の受領確認欄に記名の上、引渡機関の物品管理官へ通知を行うことで、引渡機関及び受領機関の双方で確認を行っている。

（イ）特定年度に、特定刑事施設が新たに受領した寝具及び座布団は、他の行政機関から管理換えとなったもののみであり、管理換物品引渡通知書をもって、受領をした物品の品目や数量等の確認を行ったため、納品書を作成又は取得する必要はない。

（ウ）なお、管理換物品引渡通知書については、令和６年１２月１８日受付回答書において、請求の対象としない旨の回答があったため、本件開示請求の対象文書として特定していない。

イ　当審査会において、諮問庁から提示を受けた管理換物品引渡通知書の様式を確認したところ、引渡物品の品目、数量等を記載する欄及び受領機関における物品管理官の記名欄が設けられていることが認められるので、管理換物品の取扱いに係る上記ア（ア）の諮問庁の説明に

不自然、不合理な点は認められない。

ウ　また、特定年度に、特定刑事施設が新たに受領した寝具及び座布団は、管理換えとなった物のみである旨の上記ア（イ）の諮問庁の説明は、審査請求人において、特定刑事施設において本件対象文書１を保有していることを根拠付ける具体的な主張をしているわけでもないことから、これを否定することはできない。

エ　さらに、上記第３の２（２）の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

オ　したがって、特定刑事施設において、本件対象文書１を保有しているとは認められない。

（２）本件対象文書２について

ア　本件対象文書２の意味内容について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

被収容者用の衣類、寝具及び座布団は、いずれも貸与物品であるところ、本件開示請求書（別紙の２）には、「納品された物品を受刑者に配った日付の出た文書」などと記載されていることから、本件対象文書２については、被収容者に当該物品を貸与した日付その他の貸与の経緯が一覧で記載された文書を指すものと解して探索を行ったが、該当する文書は確認できなかった。

イ　上記２で認定した本件やり取りの経緯等を踏まえると、処分庁において、本件対象文書２について、被収容者に当該物品を貸与した日付その他の貸与の経緯が一覧で記載された文書を指すものと解したことについて、特段の瑕疵は認められない。

ウ　諮問庁は、上記第３の２のとおり、特定刑事施設において、本件対象文書２を保有している事実は認められなかった旨説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

被収容者への貸与は物品の供用に該当するところ、通常、物品の異動については記録が作成されるものである（施行令４２条）が、貸与物品の種類、数量及び貸与・交換の時期は、特定刑事施設において、あらかじめ定められていることから、個々の被収容者への貸与状況について、貸与を受けた被収容者の氏名や貸与日等の詳細まで記録し、管理する運用上の必要はなく、そのような運用とはなっていない。

エ　当審査会において、諮問庁から提示を受けた「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成１９年法務省矯成訓第３３３９号大臣訓令）を確認したところ、衣類、寝具及び座布団は、貸

与物品とされており、その貸与の方法、時期及び数量は刑事施設の長が定めるものとされていることが認められる。当該訓令の内容に照らすと、個々の被収容者への貸与状況について、貸与を受けた被収容者の氏名や貸与日等の詳細まで記録し、管理する運用とはなっていない旨の上記ウの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ　また、上記第３の２（２）の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

カ　したがって、特定刑事施設において、本件対象文書２を保有しているとは認められない。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定刑事施設において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件対象文書

「（特定年度）特定刑事施設で受刑者用の管物品（衣類、寝具、座布団）の納品書すべてと、納品された物品を受刑者に配った日付の出た文書、物品出入れ簿、又は出入れが出た文書を願います。」の請求内容のうち、寝具及び座布団に係る納品書並びに衣類、寝具及び座布団に係る「物品出入れ簿、又は出入れが出た文書」

２　本件開示請求書の記載内容（本件開示請求文言）

（特定年度）特定刑事施設で受刑者用の管物品を納品したすべての納品書と、この納品された物品を受刑者に配った日付の出た文書、物品出入簿、又は出入れが出た文書を求む。

３　令和６年１１月２２日付け求補正書

（１）本件開示請求の趣旨

（特定年度）特定刑事施設で受刑者用の管物品（衣類、寝具、座布団）の納品書すべてと、納品された物品を受刑者に配った日付の出た文書、物品出入れ簿、又は出入れが出た文書を願います。

（２）情報提供を行った事項

ア　上記（１）に合致すると思われる文書の名称

（ア）納品書（特定年度）（衣類に限る。）

（イ）管理換物品引渡通知書（特定年度）（衣類、寝具及び座布団に限る。）

イ　その他の情報提供事項

（ア）納品書を求める旨の記載がありましたが、被収容者用の衣類、寝具及び座布団を受領したことが分かる行政文書として、上記ア（イ）を特定しています。

（イ）衣類、寝具及び座布団に係る「物品出入れ簿、又は出入れが出た文書」については、特定刑事施設において作成又は取得しておらず不存在です。

４　令和６年１２月１９日付け意思確認書

寝具及び座布団に係る納品書並びに衣類、寝具及び座布団に係る「物品出入れ簿、又は出入れが出た文書」については、特定刑事施設において作成又は取得しておらず不存在です。

よって、仮に請求を維持された場合、１件の開示請求手数料を使用し、文書不存在での不開示決定がなされるものと思料します。